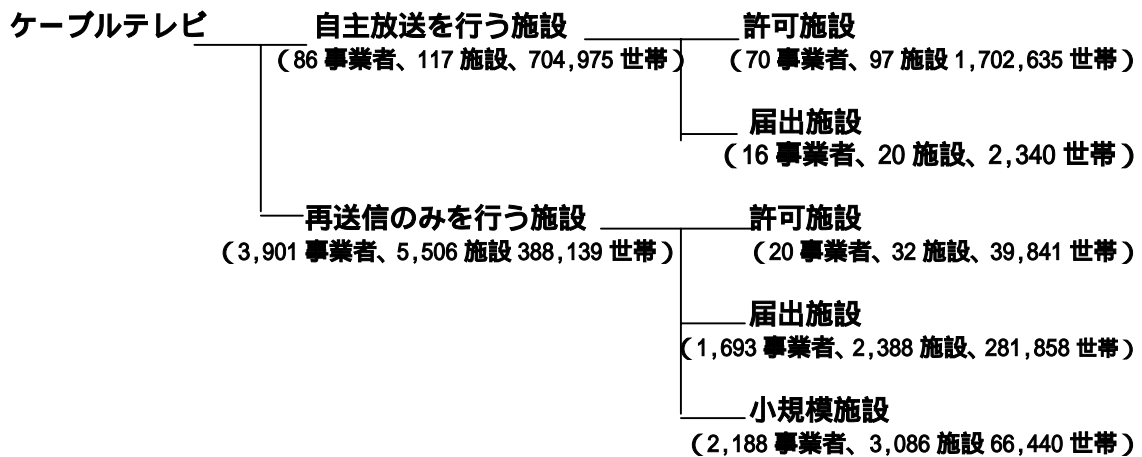


**[参考] ケーブルテレビの分類**(九州における平成19年3月末の事業者数、施設数、加入世帯数)



- ・許可施設：501端子以上（関係する法令：有線テレビジョン放送法）
- ・届出施設：51～500端子以下及び50端子以下で自主放送を行うもの  
（関係する法令：有線電気通信法及び有線テレビジョン放送法）
- ・小規模施設：50端子以下で同時再送信のみのもの（関係する法令：有線電気通信法）